

○長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例

平成17年3月3日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長柄町都市農村交流センター
- (2) 位置 長柄町山之郷70番地15

(定義)

第3条 この条例において、長柄町都市農村交流センター(以下「交流センター」という。)とは、次の各号に掲げる施設を総称したものをいう。

- (1) 都市農村総合交流ターミナル施設
- (2) 体験農園
- (3) 体験炭窯
- (4) 昆虫ドーム
- (5) ログハウス
- (6) バーベキュー場
- (7) テニスコート
- (8) 野球場
- (9) 流水プール・幼児プール
- (10) 森の子ランド
- (11) 交流センター管理事務所

(業務)

第4条 交流センターは、豊かな自然環境の保全と町民の余暇活動の充実、スポーツの振興、福祉の増進を図るとともに、都市と農村の交流を促進し、農林産物等の販路拡大に寄与し、地域経済の活性化に資するため、次の業務を行う。

- (1) スポーツ、余暇及び経済活動のための施設の提供
- (2) 集会、行事その他催し物のための施設の提供
- (3) 宿泊施設の提供
- (4) その他交流センターの目的を達成するための必要な事業への施設の提供

(使用料及び納付)

第9条 第8条及び第19条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、別表に定める使用料の額を使用の許可と同時に納付しなければならない。

- 2 国又は地方公共団体に使用を許可した場合若しくは町長が特に認めた場合においては、前項の規定にかかわらず別に納期を指定して使用料を納付することができる。

別表（第9条関係）

1 都市農村総合交流ターミナル施設

区分	使用料	単位・期間
地域情報案内コーナー	無料	1日
自動販売機	長柄町使用料及び手数料条例 (平成12年長柄町条例第6号) に基づく額	1台1年
敷地内において仮設の売店により物品等の販売をする場合	1m ² 当たり110円で算出した額 又は1箇所520円のいずれか高い額	1日

2 体験農園

区分	使用料	単位・期間
体験貸農園	1区画 9,400円	25m ² ・1年
農産物収穫体験農園	入園料：農産物収穫量の時価相当額	

3 体験炭窯

区分	使用料	単位・期間
体験炭窯施設	1,560円	1窯1回

4 昆虫ドーム

入園料	利用時間
1人1回につき 200円	午前9時から午後4時まで

備考 3歳未満は、無料とする。

5 ログハウス

区分	4月1日から9月30日まで	10月1日から3月31日まで	入室・退室時間
宿泊料金	1 1棟 10,450円	1 1棟 9,400円	入室 午後4時から 退室 午前10時まで
※ 1の料金又は 2の合計額の料 金でいずれか高 い額	2 大人1人4,180円 子供1人3,130円	2 大人1人3,650円 子供1人2,610円	
超過料金 (1棟)	1時間 1,050円	1時間 1,050円	—

備考

- 1) 1棟当たり4人を標準収容人数とし、4人を超えても1人当たりの利用料金は変わらない。
- 2) 団体(10名以上)の利用にあつては、別表の規定にかかわらず、宿泊料金2を適用する。
- 3) 大人とは中学生以上、子供とは小学生及び寝具を要する乳幼児をいう。

6 バーベキュー場

区分	町外利用者	町内利用者	ログハウス利用者
利用時間	午前9時から午後5時までの間		午前7時から午後8時までの間
使用料 (1台)	3時間 2,610円	3時間 2,090円	3時間 1,050円
超過料金 (1台)	1時間 1,050円	1時間 520円	1時間 520円

備考 町内利用者とは、町民及び町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

7 テニスコート

区分	町外利用者	町内利用者	ログハウス利用者
利用時間	午前9時から午後5時までの間		
使用料（1面）	1時間 1,050円	1時間 520円	1時間 520円

備考 町内利用者とは、町民及び町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

8 野球場

区分	半日 (午前8時30分から の4時間又は午後1時 からの4時間)	1日 (午前8時30分から 午後5時までの間の 8時間)	1時間当たり
町外利用者	4,180円	8,360円	1,050円
町内利用者	2,090円	4,180円	520円

備考 町内利用者とは、町民及び町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

9 流水プール・幼児プール

区分	町外利用者	町内利用者
大人	630円	630円
中・高校生	420円	420円
乳幼児・小学生	320円	無料

備考 町内利用者とは、町民をいう。

10 森の子ランド

区分	町外利用者	町内利用者
杉の子ステーション	20,900円	10,450円
竹の子ステーション	20,900円	10,450円
どんぐり子ステーション	20,900円	10,450円
桜鑑賞施設	20,900円	10,450円
やすらぎ広場	20,900円	10,450円

備考

- 1) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため占有して利用する場合、使用料を徴収する。
- 2) 町内利用者とは、町民及び町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

11 交流センター管理事務所

区分	4時間以内	8時間以内	備考
ホール	2,090円	4,180円	町内の農業、観光振興関係事業に伴う会議等は、使用料を徴収しない。
会議室	2,090円	4,180円	
和室（小）	1,050円	2,090円	
和室（中）	2,090円	4,180円	
和室（大）	3,130円	6,270円	
厨房	使用料は、長柄町使用料及び手数料条例に基づき算出した額		
会議室の宿泊利用	入室午後4時—退室午前9時		10人以上の団体利用の場合に限る。
	5歳以上1人 1,570円		

備考

- 1) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため占有して利用する場合、使用料を徴収する。
- 2) 利用時間は、午前9時から午後5時までの間とする。